

各都道府県知事
広島市長 } 殿
長崎市長 }

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく
各種手当額の改定について（施行通知）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 91 号）が本日公布され、本年 4 月 1 日から施行されるところである。

これに伴い、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下「医療特別手当等」という。）並びに介護手当、家族介護手当及び葬祭料の額は下記のとおりとなるので、御了知の上、関係者に周知を図るとともに実施に遺漏のないようお願いしたい。

記

第 1 令和 2 年度における各種手当の支給額

	令和 2 年度	(参考) 令和元年度
医療特別手当	月額 142,170 円	月額 141,360 円
特別手当	月額 52,500 円	月額 52,200 円
原子爆弾小頭症手当	月額 48,930 円	月額 48,650 円
健康管理手当	月額 34,970 円	月額 34,770 円
保健手当		
・ 法第 28 条第 3 項各号のいずれかに該当する者の場合	月額 34,970 円	月額 34,770 円
・ その他の者の場合	月額 17,540 円	月額 17,440 円

介護手当 ・ 中度障害者(身体障害者手帳 2 級の一部及び 3 級程度)の場合 ・ 重度障害者(身体障害者手帳 1 級程度及び 2 級の一部)の場合	<u>月額 70,360 円</u>	月額 70,300 円
	<u>月額 105,560 円</u>	月額 105,460 円
家族介護手当	<u>月額 22,320円</u>	月額 22,190円
葬祭料	209,000円	(令和元年10月以降) 209,000円

第 2 経過措置

- 1 令和 2 年 3 月以前の月分の医療特別手当等の額については、なお従前の例による。
- 2 令和 2 年 3 月以前に受けた介護手当及び家族介護手当の額については、なお従前の例による。